

非常変災時における措置について（保存版）

気象庁より、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合、児童の安全確保のため、以下の措置をとります。

1 午前7時現在

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

（9時35分までに集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。（10時40分までに集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。）

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

4 登校後

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、地区ごとに教師引率のもと、集団下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

5 留守家庭児童会室

午前9時から午前10時の間に解除されたときは、午後0時15分から開室します。また、午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり、午後1時15分から開室します。（お弁当の有無等の詳細は、留守家庭児童開室にご確認ください。）

6 枚方子どもいきいき広場

いきいき広場についても、この度の学校の対応に準じて、非常変災時における中止の取り扱いから、「大雨警報」を除きます。

※学校への問い合わせは、混乱をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、ご判断ください。

※今後、台風接近時等でも、同様の措置を取ります。新たなお知らせは致しませんので、各家庭でこのプリントを1年間保存してください。